

平成 26 年 2 月 24 日

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（仮称）案」に関する意見

東京税理士会  
規制改革・納税環境整備等対策室  
室長 宮本 雄司

1. 施行令案第 14 条（個人番号カードが失効する場合）

法 17 条 6 号

**第十七条** 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとらなければならない。

**六** 個人番号カードは、その有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

施行令案 14 条

**第十四条（個人番号カードが失効する場合）**

法第十七条第六項の政令で定める場合は、次に掲げる場合その他これらに準ずるものとして総務省令で定める場合とする。

- 一 個人番号カードの交付を受けている者が国外に転出をしたとき。
- 二 個人番号カードの交付を受けている者が転出届をした場合において、その者が最初の転入届（住民基本台帳法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をいう。次号において同じ。）を行うことなく、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過し、又は転入をした日から十四日を経過したとき。
- 三 個人番号カードの交付を受けている者が転出届をした場合において、その者が当該転出届に係る最初の転入届を受けた市町村長に当該個人番号カードの提出を行うことなく、最初の転入届をした日から九十日を経過し、又はその者が当該市町村長の統括する市町村から転出をしたとき。
- 四 個人番号カードの交付を受けている者が死亡したとき。

- 五 個人番号カードの交付を受けている者が住民基本台帳法の適用を受けない者となったとき。
- 六 個人番号カードの交付を受けている者に係る住民票が消除されたとき（転出届（国外への転出に係るものを除く。）に基づき当該住民票が消除されたとき、住民基本台帳法施行令第八条の二の規定により当該住民票が消除されたとき又は第一号若しくは前二号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が消除されたときを除く。）。
- 七 個人番号カードの交付を受けている者に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき。
- 八 第三条第五項又は第四条第二項の規定により返納を求められた個人番号カードにあつては、当該個人番号カードが返納されたとき又は当該個人番号カードの返納を求められた者に係る住民票に記載されている個人番号について記載の修正が行われたときのいずれか早いとき。
- 九 次条第四項の規定により返納された個人番号カードにあつては、当該個人番号カードが返納されたとき。
- 十 第十六条第一項の規定により返納を命ぜられた個人番号カードにあつては、同条第二項の規定により個人番号カードの返納を命ずる旨を通知し、又は公示したとき。

（意見及び理由）

同条では、個人番号カードが失効する場合につき列举するが、個人番号カードの交付を受けている者が国外に転出をしたとき（同条第1号）や死亡したとき（第4号）、又は住民基本台帳法の適用を受けない者となったとき（第5号）等においても、申告納税義務が生じ、個人番号カードを使用する必要性が生じることがある。したがって、申告納税義務が生じる可能性のある場合においては、個人番号カードを失効させるべきではない。

2. 施行令案第 21 条（地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するための措置）、第 23 条（社債、株式等の振替に関する法律の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するための措置）

法 19 条 8 号、10 号

**第十九条** 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として**政令で定める措置**を講じているとき。

十 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として**政令で定める措置**を講じているとき。

施行令案 21 条、23 条

**第二十一条（地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するための措置）**

法第十九条第八号の政令で定める措置は、特定個人情報（法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びに当該記録を第二十九条に規定する期間保存すること、当該提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、当該提供を受ける者が同様の措置を講じていることを確認する

ことその他の特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として主務省令で定める措置とする。

**第二十三条（社債、株式等の振替に関する法律の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するための措置）**

法第十九条第十号の政令で定める措置は、特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びに当該記録を第二十九条に規定する期間保存すること、当該提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、当該提供を受ける者が同様の措置を講じていることを確認することその他の特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として主務省令で定める措置とする。

（意見及び理由）

「特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに」と規定するが、特定個人情報保護委員会だけでなく特定個人情報が漏えいした本人についても、当該報告の対象とするべきである。

### 3. 施行令案第 24 条（公益上の必要がある場合）、別表（第 24 条、第 34 条関係）

#### 法 19 条 12 号

**第十九条** 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

**十二** 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第五十三条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

#### 施行令案 24 条および別表

##### **第二十四条（公益上の必要がある場合）**

法第十九条第十二号の政令で定める公益上の必要があるときは、別表に掲げる場合とする。

##### **別表（第二十四条、第三十四条関係）**

：

**八** 租税に関する法律の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるとき。

：

#### （意見及び理由）

法第 19 条は、特定個人情報の提供の制限の例外を限定列挙するものであるから、各号列記の規定も厳格に解されるべきである。したがって、施行令案第 24 条において、まず、「公益上の必要」の内容及び手続を明確にするべきである。

施行令案別表第 8 号は、いわゆる一般の税務調査を広範に規定しているが、例えば、国税庁長官は、このような税務調査について、「調査はその公益的必要性と納税者の私的利益との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることを十分認識し、その適正な遂行に努められたい。」（国税庁長官「国税通則法第 7 章の 2（国税の調査）関係通達の制定について（法令解釈通達）」前文（平成 24 年 9 月 12 日））と述べている。このように、一般の税務調査については、単に公益上の必要からのみ行われているものではなく、マイナンバー法の保護法益や他の法律よりも強化される罰則の観点からも、一般の税務調査を広範に対象とすることはせずに、施行令において

個別具体的な基準・要件を定め、必要性判断手続を明確化するべきである。平成 24 年 2 月に国会提出され同年 11 月に廃案となった旧法案では、「租税に関する調査」と法律で規定されていたものが（旧法案第 17 条第 11 号）、三党協議によって当該文言が削除された経緯に鑑みても、一般の税務調査に関する広い概念を政令で規定すべきではない。

以上